

2. 認定こども園整備基本計画

(1) 計画理念と基本目標

1) 計画理念

今帰仁村は豊かな自然環境に恵まれており、これまで保育所・幼稚園においても自然を活かした様々な活動が実施されてきている。

今帰仁村の認定こども園（幼保連携型認定こども園）の整備にあたっては、こうした本村の特色を活かし、子ども達が伸び伸びと元気に過ごすことのできる“育ち”と“学び”の新たな拠点づくりをめざして整備していくものとする。また、教育・保育の一体的な提供や子育て家庭への支援等こども園に求められている機能の確保もさることながら、小学校との連携充実によるスムーズな就学への移行にも十分に配慮していくことが重要である。したがって、これらの視点を加味しながらこども園整備の理念を以下に定める。

自然とふれあい、笑顔がはじける！

今帰仁っ子の“育ち”と“学び”を支える「子どもの城」

2) 基本目標

認定こども園の整備にあたっては、次に掲げる基本目標に基づき、施設の整備・サービス提供を図っていくこととする。

①質の高い就学前教育・保育の提供と子育てを支える支援拠点としての整備

0歳から就学前までの乳幼児は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として非常に重要な意味を持っている。今帰仁村で整備する幼保連携型認定こども園は、これまでの村立幼稚園3園（兼次幼稚園・今帰仁幼稚園・天底幼稚園）を統合するとともに、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所の閉園後の受け皿の一部を担っていくものとなる。そのため、発達段階に応じた遊びの提供や子どもの社会性を養う中で健全な発達を促す役割を担うものである。また、家庭保育世帯への支援等を行う「地域子育て支援拠点事業」（子育て支援センター）も実施していくことから、相談や交流などの場として、地域で安心して子育てができるように支

援していく役割も担うものである。したがって、子どもの育ちと学び、子育ての拠点施設として適切に機能していくための施設整備とプログラムの提供を行っていくものとする。

②多様な体験・交流の創出

北山学園プロジェクトの位置づけを踏まえ、隣接する小学校との連携を図るなど、異年齢児童の交流を促進する中で、思いやりの心を育むとともに、小1プロブレムの解消を図っていくものとする。また、地域の高齢者等との多様な交流を創出していくなど、地域との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図る。加えて、自然とのふれあいや食育の実施を通し、健全な心と体の育成を図るものとする。

③安全・安心な施設整備

子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心して送ることができるよう、十分に配慮した施設の整備、備品の配置等を図っていくものとする。

さらに、建物の耐震性を高めるとともに、けがの防止や事故防止への配慮を基本に子どもや職員の安全を考慮した施設整備を行うものとする。

④多様な保育サービスの提供

近年、本村にあっても多様な保育サービスに対するニーズが寄せられており、前年度に策定された「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においても、前述した地域子育て支援拠点事業をはじめとした幾つかの保育サービスについて、認定こども園での実施を検討していくことが位置づけられている。そのため、以下の保育サービスの実施を図っていくものとし、必要な施設機能を整備していくものとする。

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、利用者支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について、「子育て支援センターじんじん」との分担により、村全域での総合的かつ効果的な運営に努める。併せて育児及び母子保健に関する相談にも対応できるよう、母子保健型の利用者支援事業との連携を進め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目の無い相談支援体制の構築を図る。

○余裕教室活用型一時預かり事業（一時保育）

- ・年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。認定こども園において、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施。

○延長保育

- ・認定こども園において実施。（実施時間については事業開始までに調整）

○障がい児保育

- ・認定こども園においても障がい児の受け入れ実施。

土遊び等を行う園庭に面している施設の性格上、園舎に砂などが入り込まないように、最低限の上がり框などは設けていく必要はあるが、スロープの併設も行っていくなどユニバーサ

ルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく保護者や来訪者など、あらゆる人にとってやさしい施設として整備していくものとする。

(2) 施設計画

1) 各室・機能の規模設定

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

内容	室数	対象児等	規模等	備考
乳児室	1室	0歳児 (・満1歳児)	59.4㎡以上 ※有効面積 3.3㎡×人数 ※想定定員：12名＋一時保育の 受入れ分6名程	・調乳室(設備)及び沐浴室(設備) スペースを確保 ・保育室(満3～5歳児)との間隔 に配慮
調乳室	1室		※必要面積を確保	・乳児室に隣接
沐浴室	1室		〃	〃
ほふく室	1室	(0歳児・) 満1歳児	99.0㎡以上 ※有効面積 3.3㎡×人数 ※想定定員：24名＋一時保育の 受入れ分6名程	〃
保育室	1室	満2歳児	61.38㎡以上 ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：25名＋一時保育の 受入れ分6名程	・間仕切りで分割利用想定 ・便所に直結又は隣接 ・遊戯室等移動、緊急時等の出入り 口の動線に配慮 ・午睡に配慮し、保育室(満2歳児) との間隔に配慮 ・手洗い場スペースの確保
	2室	満3歳児	73.26㎡以上 ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：37名	
	2室	満4歳児	73.26㎡以上 ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：37名	
	2室	満5歳児	73.26㎡以上 ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：37名	
便所	2室	満2歳未満児	※必要面積を確保	・乳児室及びほふく室に直結
	3室	満2～5歳児	〃	・保育室に直結又は隣接 ・便器間に仕切りを設置 ・年齢に配慮した高さの手洗い場 スペースの確保 ・洋式便所を多く設置
	4室 (男2・女2)	職員・調理員	〃	・玄関付近、階段付近に職員・調理 員・来客用を男女別で独立設置
	1室	戸外用	〃	・園庭に面して設置
保健室	1室	共通	〃	・ベビーベッド等設置スペースを 確保 ・職員室に隣接
遊戯室	1室	共通	219.78㎡以上 ※有効面積 1.98×人数 ※111名(3歳以上)想定	・保育室とは別に独立設置 ・各保育室からのアプローチが容 易な場所に設置 ・手洗い場スペースの確保

職員室	1室	職員	※職員の事務スペースの確保	・各保育室への動線に配慮
調理室	1室	調理員	70㎡以上 ※調理員3名(時間契約の人数分含む)	・保存食の保存設備 ・調理室前室スペースの確保 ・手洗い場スペースの確保 ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置 ・食材搬入専用出入り口の確保
休憩室	1室	職員・調理員	※必要面積を確保	・職員室に隣接
予備室	2室	—	※保育相談及び緊急時対応スペースの確保	・職員室及び保育室に隣接
収納スペース	各室	—	※午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納に必要なスペースを確保	・各保育室、職員室、遊戯室に直結又は隣接
子育て支援センター	1室	子育て支援センター利用親子	70㎡以上 ※今婦仁保育所と同程度	・職員室に隣接

2) 園庭・駐車場の規模設定

園庭・駐車場については、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

内容	規模等	備考
園庭（屋外遊技場）	722.5㎡以上	・園庭は分散して配置 ・メインの園庭については極力南側に配置 ・建築するために条件のある範囲については広場として活用 ・小学校グラウンドと隣接する松林については保全・活用を基本とする
駐車場	※必要面積を確保	・可能な限り隣接地を確保し、駐車場面積を広げていくものとする

3) 施設計画

以下に施設計画の内容を示す。

<配置計画の考え方>

- ①園庭の位置については、極力南側に配置する。
- ②小学校グラウンドとの繋がりを持たせる。
- ③冬場の厳しい北東からの風を遮る配置とする。



上記の条件を考慮し、L字型の園舎として計画。

<建築プランの基本的な考え方>

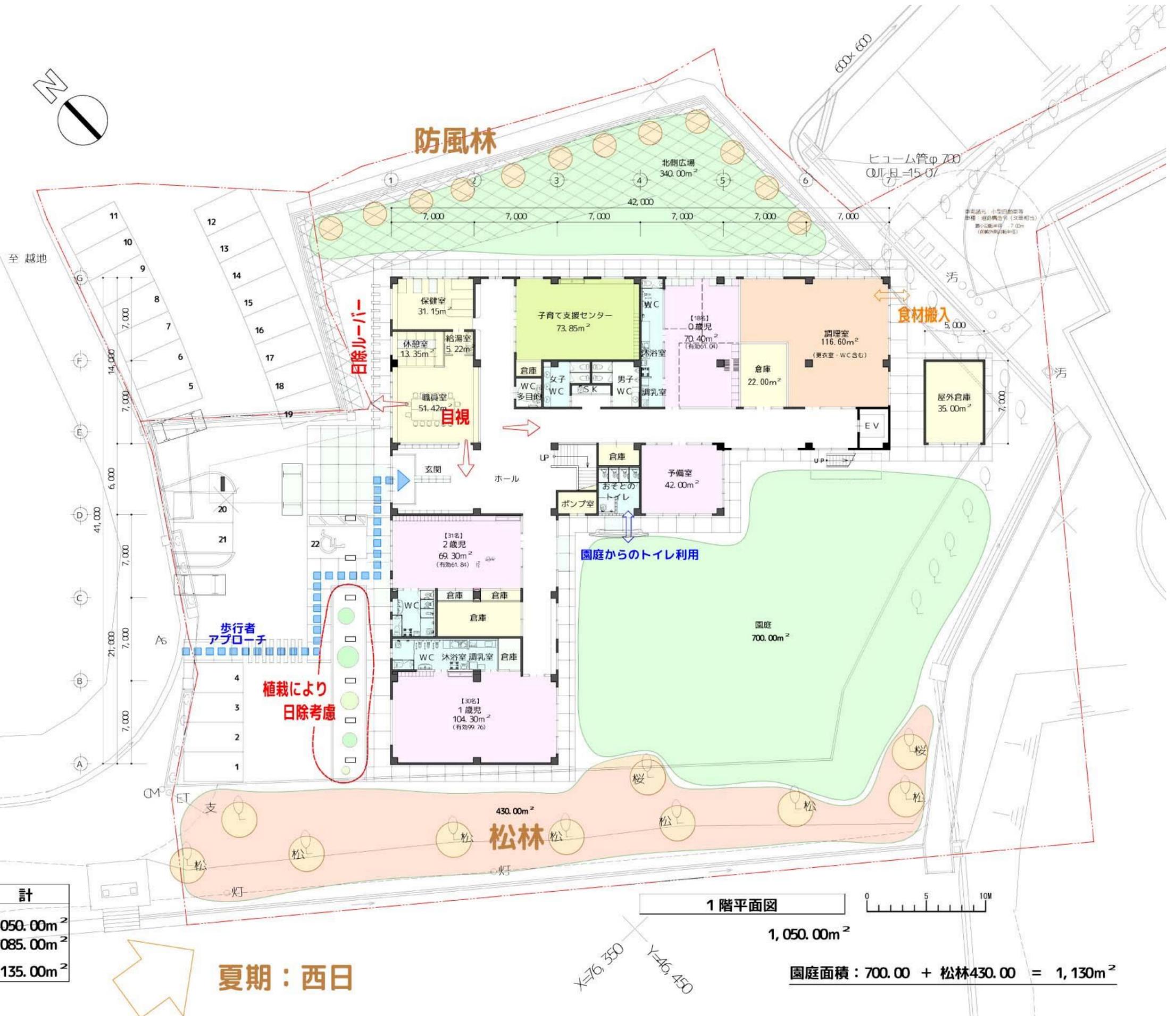
- ①0～2歳児室を1階、3～5歳児室を2階とする。
- ②園へのアクセスとして西側村道がメインとなることから、駐車場、玄関・ホール、職員室は敷地の西側とする。
- ③給食食材等の搬入を東側構内道路から想定し、調理場は東側構内道路に近い位置とする。
- ④園庭から利用できるトイレ等を確保する。
- ⑤子育て支援センターは外から利用しやすさに配慮し、1階とする。
- ⑥敷地を拡充し、可能な限り駐車スペースを確保していくことを検討。今後、スムーズな車両動線の確保ができるよう、村道部分の一部改良についても検討していく予定。
- ⑦園庭周辺に高木（リュウキュウマツ、フクギ等）を配置。
- ⑧調理室に隣接して配膳用のエレベーターを設置。（敬老イベント等の際には一般の利用も想定。）

共通事項

- 建築するために条件のある範囲
- ※沖縄県建築基準法施行条例第5条による水平距離を保つ範囲。
- 駐車場は西側村道沿いに計画し動線を考慮する。
- ※22台程度がゆったりと駐車し、送迎車両も回転できるスペースも確保。

特徴

- ①園庭の位置については、極力南側に配置。
- ②小学校グラウンドとの繋がりを持たせる。
- ③冬期の厳しい東北からの風を遮る配置とする。



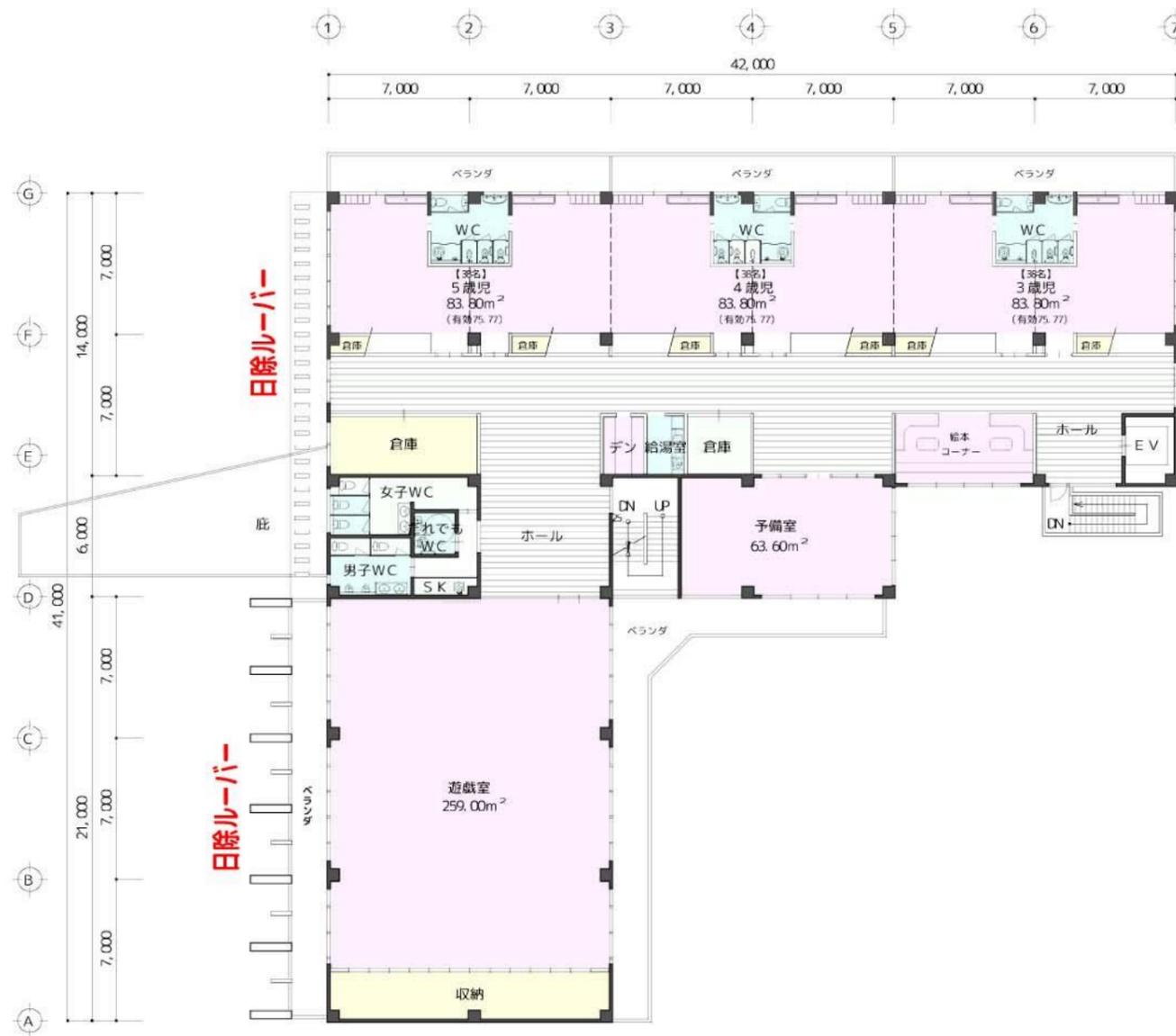
	園舎	屋外倉庫	計
2階	1,050.00m ²		1,050.00m ²
1階	1,050.00m ²	35.00m ²	1,085.00m ²
合計			2,135.00m ²

夏期：西日

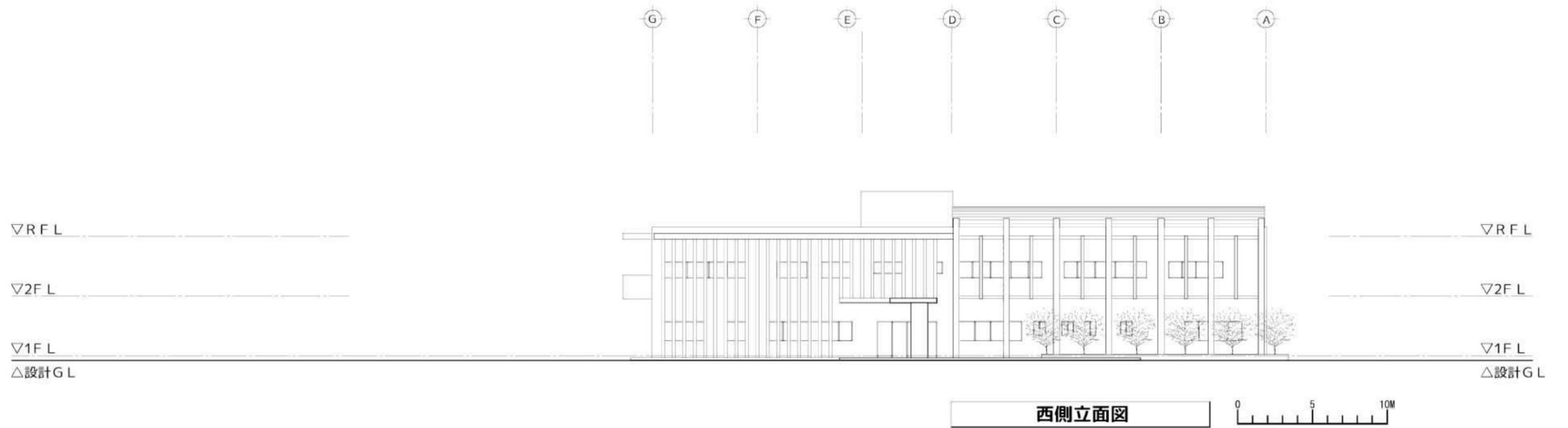
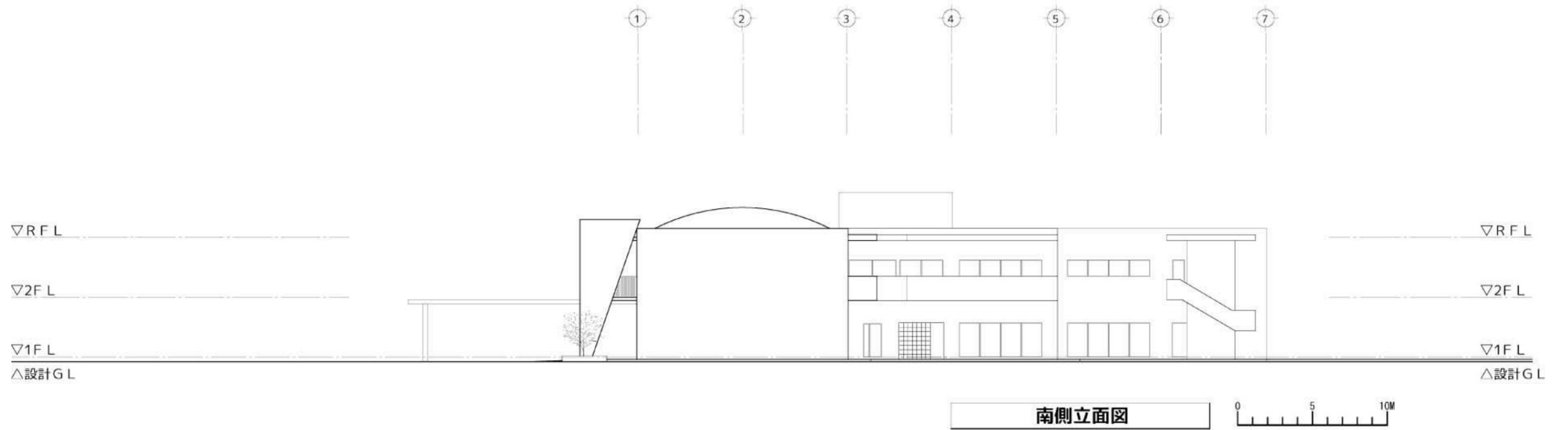
1階平面図

1,050.00m²

園庭面積：700.00 + 松林430.00 = 1,130m²



2階平面図
1,050.00m²



(3) 施設運営計画

1) 教育・保育・子育て支援の方針

① 幼保一体化による教育・保育の総合的な提供

- ・生涯に亘る人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障する。
- ・保護者の多様なニーズ等に応じ、全ての子ども及び子育て家庭を支援する。

② 基本的な生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

- ・適切な運動の支援、バランスのとれた食事の提供、十分な休養・睡眠の確保等、生活や学習の基盤となる基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・子どもを安心して預けられる快適で安全な生活環境を提供する。

③ 多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成

- ・集団生活・集団活動による多様な体験等を通し、他者に対する思いやりや豊かな情操、規範意識や協調性を育てていくとともに、自ら考え、工夫し、行動する人づくりを行う。
- ・豊かな自然をはじめ、絵本や物語、五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を育む「わらべうた」等に親しむ機会の確保を図るとともに、言葉や文字の学びを通し、伝える喜びを感じるなど、豊かな感性や表現力の育成を図る。

④ 家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

- ・家庭保育の世帯を含む全ての子育て中の親子の相互交流・情報提供、育児相談への対応等を図るとともに、家庭における親の役割や子どもへの接し方等、親育ちへの支援を行う。
- ・多様な機会を通して高齢者や子育て経験者等、地域住民の参画・交流を図り、地域の支え合いによる地域子育て力の向上をめざす。

2) 職員配置計画

①職員と職員の資格

認定こども園法の改正により創設された新たな「幼保連携型認定こども園」については、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

なお、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務していることから、認定こども園法施行日から起算して5年間（平成30年4月まで）は一定の経過措置を設けており、幼稚園教諭普通免許状を有する者または保育士資格の登録を受けた者は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師となることができる。また、施行日から起算して5年間は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師となることができる。

認定こども園の職員及び職員の資格については、以下の通りとなっている。

【必置職員】

- ・園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員
※幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置となる。
※調理員については、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園を除く。

【任意配置】

- ・副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭 等
※特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭または講師を置くことができる。

【職員の資格】

職員の区分	資格
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師	幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の登録を併有する者
主幹養護教諭、養護教諭	養護教諭の普通免許状を有する者
主幹栄養教諭、栄養教諭	栄養教諭の普通免許状を有する者
助保育教諭及び講師	幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、登録を受けた者
養護助教諭	養護助教諭の臨時免許状を有する者

②職員配置

職員の配置については、幼保連携型認定こども園の運営基準に示される職員配置計算表に準じて、保育教諭数を整理する必要がある。

■職員配置計算表

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 3) \\ &+ (1 \text{ 歳児} \text{ 及び } 2 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 6) \\ &+ (3 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 20) \\ &+ (4 \sim 5 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 30) \end{aligned}$$

以下に、利用定員から想定した保育教諭数を示す。

■職員配置

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	12 名	24 名	25 名	37 名	37 名	37 名	172 名
職員数	4 名	4 名	5 名	2 名	2 名	2 名	19 人以上

※上記した保育教諭数の他、「障がい児」及び「気になる子」の受入れによる加算、「時間外保育」による加算がみこまれる。

3) 教育・保育プログラム（案）

①教育・保育内容（案）

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成26年12月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）等を踏まえつつ、先に示した教育・保育・子育て支援の方針に基づき、以下に示す教育・保育の内容を充実していくものとする。

教育・保育・子育て支援の方針	教育・保育の具体内容
<p>幼保一体化による教育・保育の総合的な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢・発達の特徴を踏まえた環境・遊び等の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳未満児：特に健康・安全や発達の確保 ・満3歳以上児：同一学年の園児で編制される学級により、集団活動の中で遊びを中心とする主体的な活動 ○保・幼・小による小1プロブレムの解消 <ul style="list-style-type: none"> ・保・幼・小の連携のための年間計画作成 ・イベント等を通じた小学校との連携・交流機会の確保 ○地域子育て支援拠点事業の実施
<p>基本的な生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活リズムを踏まえた睡眠の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・園児一人ひとりの年齢や在園児間等、生活リズムを踏まえた睡眠時間等の確保 ○発達の特徴を踏まえた運動 <ul style="list-style-type: none"> ・はう・歩く能力の獲得に伴う周囲の探索 ・走る・跳ぶ・登る・くぐる・押す・引っ張る等、全身を動かす伸び伸びとした遊びの提供 ○食育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する園の年間計画の作成 ・自園調理方式による給食の提供 ・菜園での野菜等の栽培を通じた多様な学習機会の創出 ・アレルギー対応の実施
<p>多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○同一年齢の園児からなる学級による集団活動の実施 ○異年齢児童同士がかかわる機会の適切な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に異年齢児に触れ合える環境づくり ・異年齢園児によるグループ活動の実施 ○わらべうたに親しむ機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・わらべうたを通じた五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の育成 ○言葉や文字の学びの機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・児童図書の蔵書、絵本の読み聞かせ ○自然と触れ合う機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ピクニック等の園外活動 ・花木や昆虫とのふれあい・泥遊びといった園庭での自然体験
<p>家庭・地域との連携、子育て支援等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業の実施（再掲） ○地域や高齢者との多様な交流創出 <ul style="list-style-type: none"> ・敬老イベント等、地域活動事業の実施 ○家庭との連携による食育の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する取組みの情報提供 ・毎日の送迎時の助言 ・参観や試食会等を通じた保護者への意識付け <p>○保護者の養育力向上への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する相談・助言によるソーシャルワークの実践 ・虐待等の早期発見・早期支援 <p>○地域の関係機関との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の役割・機能を持つ社会資源や関係者の把握・連携
--	---

②教育・保育のスケジュール設定（案）

幼保連携型認定こども園における歳児別の生活スケジュールは、下記を基本に、入所した児童の状況や育ちに応じて適切なスケジュールの設定を行う。（時間帯の設定については、現時点での仮のものであり、開所までに検討を深めていくものとする。）

保育時間帯 認定区分	7：30～8：00	8：00～13：00	13：00～18：30	18：30～19：00
3号認定子ども (満0～2歳児)	○	○	○	(○) ※延長保育
2号認定子ども (満3～5歳児)	○	【教育標準時間】	○	(○) ※延長保育
1号認定子ども (満3～5歳児)				

※18：30～19：00については、延長保育を必要とする児童のみ

(4) 概算事業費

施設計画に基づく概算事業費（建築に係る概算事業費）は以下ようになる。

内容	事業費	備考
建築本体工事	645,837,500円	・県内の保育所整備に係る設計概算を基に坪単価100万円で算出 (2,135 × 0.3025 × 1,000,000)

(5) 整備スケジュール

施設は、平成31年度の供用開始を目指し、おおむね以下のスケジュールで進めるものとする。

■ スケジュール（案）

		平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)
計画・設計	基本計画 基本設計	→				
	基本設計・ 実施設計、 各種手続等		実施設計 ↓ 補助金 申請 ↓ 各種法令・条例等 に基づく手続き	補助金 申請		
用地買収・ 工事等	用地買収・ 物件補償等		測量・造成設計 ↓ 用地買収・登記、 物件補償			
	既存施設 解体工事			解体設計		
	造成工事 排水工事			解体・造成・排水工事		
	建築工事・ 外構工事				建築工事・外構工事	
	管理委託			管理委託業務 (解体・造成・排水)	管理委託業務 (建築・外構)	
その他	入園準備				入園準備	
	供用開始					4/1 開園